

○第207回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和7年3月14日（金）10：00～12：00

議事概要：

（1）飼料添加物（*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物）<sup>\*1</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたことが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

<sup>\*1</sup>豚、鶏及びうずら用飼料に添加し、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。

（2）動物用医薬品（ジニトルミド）<sup>\*2</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、ジニトルミドの許容一日摂取量（ADI）を0.006 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

<sup>\*2</sup>鶏のコクシジウム症の予防に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）動物用医薬品（塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン））<sup>\*3</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）は、本製剤が動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたことが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

<sup>\*3</sup>馬の細菌性の結膜炎、角膜炎及び眼瞼炎に使用されます。